

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して、収用等の場合に認められている税制上の特例措置に準じた特例措置を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合に適用される、当該建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置の適用期限を2年延長（平成30年3月31日まで）する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第11条第2項 地方税法施行令附則第7条第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲ 1. 8) [平年度] - (▲ 5. 4) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 高規格堤防は、越水や長時間の浸透、地震に対しても破堤しない幅の広い超過洪水対策のための堤防であり、かつ、その上部は通常の土地の利用が可能なるものである。この高規格堤防の整備を推進することによって、人や諸機能の集中する大都市地域における治水安全度の向上を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 高規格堤防の整備は、土地を一時的に使用して当該土地上に堤防等の整備を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法をとるため、当該土地上の家屋の所有者は、家屋を一度除去し、工事終了後に当該土地の返還を受けた後、当該土地に建替家屋を取得することとなる。このため、当該建替家屋の取得は、収用等に伴う移転の場合と同様に公共上の必要から行われるものであるが、事業のために当該土地が3年から5年にわたって使用されるため、従前家屋の所有者は移転補償金を受けてから2年以内に建替家屋の取得ができないため、収用事業に適用される不動産取得税に係る特例措置の適用を受けることができない。しかし、事業手法の違いによってこのような差が生じることは不均衡・不平等であるため、従来から、2年を期限とした措置として、高規格堤防の整備を行う場合の建替家屋に係る不動産取得税の特例措置が設けられ、延長されてきたところである。</p> <p>高規格堤防の整備は、人命を守るということを最重視し、想定を超える大規模な洪水による越水等の災害に対応するうえで重要な事業であることから、引き続きその整備を推進していく必要があり、本特例措置の延長を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定） プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める 〔水害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施すべき事業・施策 「河川・海岸堤防の整備状況や背後地の人口・資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、氾濫の防止や浸水被害の軽減に資する施設整備を着実に進める」 <p>重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1-3 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (1) 大規模水害の未然の防止等 「人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進する。」</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月） 安全 政策目標 4 : 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 : 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>○平成27年度国土交通省事後評価実施計画（平成27年3月） 安全 ・業績指標58「人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率」 (国管理区間 H23年度末：約72%→H28年度末：約76%)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成28年度～平成29年度）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<p>○平成27年度国土交通省事後評価実施計画業績指標登録票（平成27年3月） 安全 ・業績指標58「人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率」 (H25年度末：約75%)</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） 平成28年度 11件（▲1.8） 平成29年度 33件（▲5.4）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の家屋所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般公共事業費 治水事業等関係費 (平成28年度予算要求額 9,182 億円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、高規格堤防の整備による河川整備の推進を図り、沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から国民の生命、身体及び財産を守るものである。本税制特例措置は、この高規格堤防整備事業の円滑な実施に必要な不可欠なものである。
要望の措置の妥当性	高規格堤防の整備に係る建替家屋の取得は、収用に伴う場合と同様、公共上の必要性により行われるものであるため、収用に伴う建替家屋の取得の場合と同様に税負担の軽減を図るべきである。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成22年度 1件 平成23年度 0件 平成24年度 0件 平成25年度 0件 平成26年度 0件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類： 課税標準（不動産の価格） ② 適用実績（千円）： 0</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する建物所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（2年延長を要望） ○国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月） 安全 ・業績指標62「人口・資産集積地区等における中間的な目標に対する河川の整備率」（H23年度末：約72%→H28年度末：約76%）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記業績指標62「人口・資産集積地区等における中間的な目標に対する河川の整備率」は、平成25年度末で約75%となっており、上記目標は達成しつつある。 なお、高規格堤防整備事業は、地元から強い要望があり、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところを優先的に実施している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成3年度創設 平成6年度、平成8年度、平成10年度、平成12年度、平成14年度、平成16年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度、平成24年度、平成26年度延長</p>
<p>ページ</p>	<p>14 — 3</p>